

## 馬具と装具の要件

馬装、装具の要件は規定から削除する。馬装、装具については FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメント、FEI Tack, Equipment and Dress データベース、FEI Tack App を参照のこと。

### 第 1 章 馬具と装具

- 1.1 **馬具の状態:** 馬に痛みを生じさせたり怪我を負わせるリスクを避けるため、馬具は安全な状態であって馬に正しく適合していなければならない。馬体に合わない馬具／装具については役員が取り外しを要請するか、改めるよう求めることがある。馬に痛みや怪我を生じる恐れのある（あるいは生じる）不適合な装具の使用は、馬への虐待行為とみなされることがある（JEF 獣医規程も参照のこと）。（JEF）
- 1.2 **許可された馬具:** JEF は使用が認められる馬具について詳細な規定を出すことがある。前述の内容および 1.1 を遵守することを前提として、フィールド・オブ・プレイでは次の馬具の使用が必要であり、あるいは（下記の仕様で）許可される：（JEF）
  - 1.2.1 コース中は正しく適合した頭絡と鞍が必須である。
  - 1.2.2 ギャグと「銜のない頭絡」が許可される。
  - 1.2.3 マルタンガールは許可されるが、馬の頭の自由な動きを過度に制限しないことを条件とする。
  - 1.2.4 手綱は銜に取り付けるか、あるいは（銜なし頭絡の場合は）直接頭絡に取り付けなければならない。
  - 1.2.5 銜のシャンク（銜枝）はいかなるものも 10cm を超えてはならない。
  - 1.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも 2 本の指が入るほどに調整しなければならない。鼻革の許容される締め具合については、獣医規定第 1026 条 9 が適用される。
  - 1.2.7 チークピース（頭絡の頬革に取り付けるもので、2 枚の細長いシーブスキンやこれに類する素材で作られたもの）は許可される。図については付則 8 参照。
  - 1.2.8 競技実施要項に別段の記載がない限り、プリンカーとバイザー（プリンカーに類似する物だが、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している）は許可されるが、前方の視界が何の障害もなく全面的に確保されていることを条件とする。ホースインスペクションではこれらを取り外さなければならない。許可されるもの／禁止されるもののバリエーションを示す図については、付則 8 を参照のこと。
  - 1.2.9 フライマスクは、現地の状況を考慮して競技場審判団が特別許可した場合にのみ認められるが、(i)馬の視野や聴力を過度に妨げず、(ii)馬を虫から保護する以外の目的に使用するのではなく、(iii)ホースインスペクションでは外すことを条件とする。
  - 1.2.10 エクイブーツおよびパッドの装着は認められる。

- 1.2.11 馬を適切に制御でき、他の人物や馬に安全上のリスクをもたらさない場合に限り、インスペクションエリアでヘッドカラー（無口）の使用が許可される。その他の場合は（そして多くの場合は）頭絡を使用しなければならない。
- 1.2.12 カーブチェーンは、皮膚に刺激を与える可能性がある（または与える）ほどきつく締めてはならない。手綱を緩めた時には緩みが認められなければならない。
- 1.3 **禁止される馬具／装具：**フィールド・オブ・プレイおよびトレーニングエリアでは以下の物の使用が常時禁止され、第 825 条 4 に従い、本条項に違反する場合は当該人馬コンビネーションの失格となる：
  - 1.3.1 ドロー（ランニング）レーン／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限しかなない手綱；
  - 1.3.2 ハンドルなど手綱の付属物；
  - 1.3.3 金属チェーンの鼻革；
  - 1.3.4 鞭（鞭として使用されるその他の物を含む）；
  - 1.3.5 拍車；
  - 1.3.6 1.2.9 に定めるフライマスクを除いて、馬の耳に詰めたり耳を覆う物（例えば耳栓もしくはこれに類するもの、イヤーボンネット／フック）；および
  - 1.3.7 1.2.8 と 1.2.9 の条項は適用されるが、アイカバーやアイシールド（ブリンカーに類似するが、目の穴の部分で目がメッシュか他の透明な素材で覆われているか、もしくは不透明なカバーで覆われている）を含めて、馬の目を覆ったり馬の視界を妨げる物。図については第 2 章を参照。
- 1.4 **安全装具：**競技実施要項にて、反射材など特定の安全装具の使用が求められることがある。

## 第2章 図

以下は、FEI Tack&Equipment Requirements ドキュメントに記載されている、許可/禁止されるブリンカーとチークピースの図解です。

